

<p>事例項目</p>	<p>課税システム改修時の他課への情報提供について <住民税課税システムの改修に関する情報提供漏れによる介護保険料の算定誤り></p>
<p>事例発生時期</p>	<p>平成19(2007)年7月</p>
<p>担当課</p>	<p>総務部 課税課</p>
<p>事例概要</p>	<p>発生までの経過</p> <p>①平成19(2007)年度から税制改正が行われた。 ②それに伴い、課税課はこれまでの住民税課税システムを改修した。 ③住民税課税システムの課税データを利用して、介護保険料を算定し市民へ納付書を送付した。 ④平成19(2007)年7月、市民から高齢福祉課に介護保険料に関する問い合わせがあった。 ⑤調査したところ、上記のシステム改修により、本来、介護保険料がかからない方に対して、介護保険料の納付書が発送されていることが判明した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①課税データのプログラムを改修した後、くすのき広域連合(※)が対象者への電話連絡や居宅訪問を行い、納付書の差し替えを行った。 ②課税課において、課税データを利用している関係課を調査し、税制改正の内容を連絡した。</p> <p>※くすのき広域連合…守口市、門真市及び四條畷市の3市で構成し、介護保険に関する事務を行う団体</p>
<p>発生原因</p>	<p>・改修された住民税課税システムの課税データが介護保険料システムに適正に反映されなかった。</p>
<p>再発防止対策</p>	<p>①課税データと連携しているシステムの確認を徹底する。 ②他課のシステムに影響を及ぼすシステム改修を行う際には、関係課にシステム変更等の措置を促すよう徹底する。</p>